

令和7年度 旧滝宮保育所遊戯室前広場遊具設置工事仕様書

1 仕様書の意義

本仕様書は令和7年度 旧滝宮保育所遊戯室前広場遊具設置工事に係る公募型プロポーザルの前提条件となる仕様を示すものである。プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加者」という。）は、本仕様書に明記されている事項（以下「仕様書」という。）を満たした上で、本件事業に関する提案を行うことができる。

2 工事目的

旧保育所遊戯室前の広場において、未就園児にとって安全で楽しくわくわくするような外遊びができ、また保護者等にとって憩いの場を提供するために遊具を設置するものである。

3 工事概要

(1) 業務名

令和7年度 旧滝宮保育所遊戯室前広場 遊具設置工事

(2) 工事箇所

旧滝宮保育所遊戯室前広場（別添の参考資料1を参照のこと。）

(3) 発注業務概要

ア 実施設計（デザイン含む）一式

イ 遊具設置工事（製造・土工・基礎含む）一式

ウ 安全施設設置工事（安全マット、安全柵、注意看板等）一式

※下記契約上限金額の範囲内で追加して実施可能な提案であれば、積極的な追加提案を求める。

(4) 契約上限金額

3,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(5) 工期

契約締結日から令和7年9月30日（火）

4 提案を求める範囲

- (1) 本仕様書を満たした上で、目的物のレイアウトを含むデザイン（完成予想図）、構造形式、機能について提案を求める。
- (2) 設置後の維持管理を容易かつ経済的にできる対策の提案を求める。また、参考資料として完成後15年間に係る維持管理費用を一年毎にまとめた維持管理ランニングコスト表（任意様式）を提出すること。

5 仕様

- (1) 綾川町のイメージや設置場所の景観に沿って、テーマ性を持たせ特色ある遊具とすること。
- (2) 遊具の基準等は「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準（最新版）」又はこれと同等の基準に準拠するとともに、賠償責任保険の対象となる製品であること。
- (3) 納入完了後から2年間の保証を付すること。（納入時に保証書を提出すること。）
- (4) 遊具にはセーフティマット等の必要な安全施設を設置すること。
- (5) 遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置し、安全性を考慮すること。また、子どもに分かりやすいものとする。

- (6) 遊具の対象年齢は、3歳児から6歳児以下の幼児とする。また、わかりやすい位置に対象年齢を示すシールを貼付する等、安全性を確保すること。
- (7) 複数の遊具（3点程度もしくはそれ以上でも可）を提案すること。
- (8) 部材については、設置場所の特性なども踏まえ腐食しにくく、耐久性の優れた材質とすること。
- (9) 交換・修理等の維持管理が容易な材質・構造とすること。
- (10) 新規遊具等設置に付随し、必要な整地工事や既存施設の撤去等がある場合は、契約上限金額の範囲内で対応すること。

6 施工条件

(1) 施工時間帯

原則として、施工時間は9時00分～17時00分とする。

(2) 留意事項

- ・受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員へ連絡し、材料の検収を行うこと。
- ・工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来高管理、品質管理、その他）に整理し、工事の工程が容易に把握できるようにすること。
- ・遊具等の品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）及び竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。
- ・基礎設置に伴い発生する残土や現場より発生する建設副産物については、適正に処分を行うこと。
- ・工事区域は工事関係者以外の出入りがないよう進入防止柵等で封鎖するとともに、工事車両の通行の際は交通誘導員を配置する等安全対策を行うこと。また、他の利用者の妨げにならないようにすること。
- ・工事に伴い、既設の公園施設等を破損した場合は、受注者により原状回復すること。

7 その他

- (1) 工事に当たっては、本町担当者と緊密に連携・協議して行うものとする。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項については、その都度、発注者と受注者が協議の上で決定するものとする。